

(証券コード 1722)
平成19年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

ミサワホームホールディングス株式会社

代表取締役 水 谷 和 生

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階 NS3Fホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
 - 第6号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 株主様が、同一の議案につき、書面による議決権行使により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到着した議決権行使書を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社宛てご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.misawa.co.jp/misawa/ir/kabunusi/index.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費に伸び悩みの傾向が見られたものの、堅調な企業収益のもと、輸出や設備投資が増加を続けるなど、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

住宅業界におきましては、貸家と分譲が増加したことにより、新設住宅着工戸数は128万戸（前期比2.8%増）と平成9年度以来の高水準となりました。しかしながら、当社グループの主力である持家市場につきましては増加幅は小さく、依然として回復感の乏しい状態にあります。

このような環境下、当社グループは、工業化住宅を追求し、地球環境を考えた住まいづくり、安心してお住まいいただける品質の追求及び保証体制の充実等に鋭意取り組んでまいりました。

平成18年8月には、ステージを「再生」から「飛躍」に移して、確たる事業基盤を構築することを目的に、中長期経営ビジョン及び中期経営計画を策定いたしました。中長期経営ビジョンでは、商品力とお客様満足を最大限に高め、より多くのお客様にミサワホームの住まいに対する考え方に共感していただきたいとの思いをこめて『住まいのNO. 1ブランド』を目指すことといたしました。中期経営計画では、平成18年度からの3ヵ年に実施すべき施策を定めており、「商品戦略」、「高効率化戦略」等、各種基本戦略の実行を推進しております。

また、お客様満足の徹底追求を最重要と捉え、キーワードとして本年の年頭標語を「Customer's First」と掲げております。これを実践するものの一つとして「お客様相談センター」を開設し、ディーラーの休日及び夜間にも対応する365日24時間のお客様サポート体制を拡充いたしました。さらに、総合住宅展示場への新規出展や展示棟建替えの積極的な展開、当社グループの先進技術をお客様が体験できる施設として、住まいづくりのテーマパークを東京、岡山、福岡の3ヵ所に開設するなど、営業力強化のために経営資源を投入し、住宅市場でのシェア

回復に努めてまいりました。

なお、平成18年12月に公表のとおり、当社の連結子会社であるミサワホーム九州株式会社（以下「ミサワホーム九州」）における過年度にわたる不適切な会計処理が判明し、当社及び同社は、有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。当社の連結子会社において、このような事態が発生しましたことは、親会社としての管理、監督が不十分であったと真摯に反省し、信頼の回復に向け、「経営改革委員会」を立ち上げるなど全社をあげて改善措置に取り組んでおります。株主の皆様をはじめ関係各位には多大なるご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

当期の売上高につきましては、東北ミサワホーム株式会社の新規連結及び完工引渡し棟数の増加等により、4,145億円（前期比8.0%増）となりました。利益面におきましては、利益率の悪化と販売費及び一般管理費の増加により、経常利益は120億円（前期比17.1%減）となりました。また、当期純損失は15億円となりました。これは、特別損失に減損損失、前期損益修正損を計上したことに加え、当期は繰延税金資産を取崩したこと等によるものであります。

なお、5月11日に公表しました平成19年3月期決算短信におきまして、当期純利益は1億円としております。上記の当期純損失15億円との差は、会社法に基づき作成する連結計算書類では、ミサワホーム九州の過年度の損益修正を一括して前期損益修正損として計上しているためであります。

単独決算につきましては、売上高は21億円（前期比15.0%増）、経常損失は10億円、当期純損失は80億円となりました。

各事業の状況は、次のとおりであります。

ミサワホームの持つ優れた技術力とデザイン力を活かし、当期中に以下の6商品が発売いたしました。

商品名	メインコンセプト
木質系住宅	
URBAN DESIGNERS VikiFEMY (アーバン デザイナーズ ビキ・フェミ)	街の暮らしを美しく心地よく
GENIUS SMART STYLE 1階蔵タイプ (ジニアス スマートスタイル)	賢く建ててきれいに暮らす
鉄骨系ハイブリッド住宅	
HYBRID BLANC (ハイブリッド ブラン)	美しい暮らしを私らしく楽しむ住まい
HYBRID PORTRAY (ハイブリッド ポートレイ)	自分らしくカスタマイズする住まい
アパート・賃貸住宅	
Belle Lead SELECT STYLE PLUS (ベルリード セレクト スタイルプラス)	多様化するニーズに合わせて外観デザインを選択できるアパート
Belle Lead Cassiya (ベルリード カシヤ)	賃貸住宅「戸建」スタイル

また、住宅業界で初めてとなる地震損傷シミュレーションソフト「M-L a b o」を開発し、設計段階から大地震と住宅の関係をわかりやすくお客様に見ていただくことを可能とするなど、住まいづくりの提案力の強化を図ってまいりました。

さらに、人と自然の共生やコミュニティへの配慮等、総合的な住環境を備えた「まちなみ展示場」を全国に展開し、快適な居住性や美しい街並みを実際に体験いただける分譲展示場を推進してまいりました。

なお、平成18年度「グッドデザイン賞」におきましては、鉄骨系ハイブリッド住宅「HYBRID ECO-design」、賃貸住宅「Belle Lead FORMAL」の2商品及び制震装置「MGEO(エムジオ)」等、3住宅部品が選定され、17年連続の受賞となりました。

このほか、資産活用事業におきましては、事業領域を「ミサワ資産活用」としてブランド展開し、賃貸住宅、介護事業、特建事業を事業戦略の柱として強化してまいりました。

リフォーム事業におきましては、在来木造住宅用リフォームをシステム化した「耐震+制震リフォームパック」を発売し、記念キャンペーンを展開するとともに、全国において各種イベントを開催してまいりました。平成19年1月には、すでに開発、販売しております在来木造リフォーム用制震システム「MGEO-R」が、2006年日経優秀製品・サービス賞を受賞し、革新的な商品コンセプト、技術開発性が高く評価されました。

環境への取り組みといたしましては、臨沂三澤木業有限公司（中国・山東省）において、計画的な植林材等を複合したハイブリッドLVL（単板積層材）の製造に成功し、環境保全につながる建築技術の開発を果たすと同時に、JAS認定を取得いたしました。また、ミサワホームズ オブ フィンランド株式会社（フィンランド・ミッケリ市）では、適切な森林管理のもと、生産ルートが明確で安心できる住宅部材を提供しているとして、国際統括組織PEFCの認証を取得するなど、グループをあげて環境保全への取り組みを強化いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、原油価格の高騰、個人消費の弱さが懸念されるものの、企業収益の好調さが持続しており、引き続き堅調に推移するものと思われまます。

住宅業界におきましては、金利、資材価格、地価などの先高感から、住宅取得意欲は依然として高水準にあり、新設住宅着工戸数は堅調に推移するものと予想されます。ただし、当社グループの主力市場であります持家につきましては、建替え需要の低迷などにより大幅な増加は望みにくく、横ばい傾向が続くと見込まれます。

このような環境下、当社グループにおきましては、引き続き市場のニーズと時代の変化に対応した住まいづくりの提案、資産活用事業やストック時代を見据えたリフォーム事業の拡充を推進するとともに、原価低減や業務効率の向上に努め、収益力の改善、財務体質の強化に取り組んでまいります。

また、中長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成に向けた活動を「Brand-New Project」と名付け、グループの総力を結集してビジョンの達成を目指しております。新たなステージに向かう当社グループの企業姿勢を具体化し、社会に向けてメッセージを発信できる住宅産業のリーディングカンパニーの構築を推進してまいります。

さらに、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応や「経営改革委員会」を中心としたグループガバナンス・法令順守体制の整備・強化に取り組んでまいります。

おかげをもちまして、当社グループは本年10月で創立40周年を迎えます。1967年の創立以来、住宅業界のパイオニアとして、日本の住まいづくりの歴史とともに歩むことができました。これもひとえに、当社グループの成長と発展を支えていただいた株主の皆様のご支援の賜と心から感謝申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資及び資金調達等の状況

- ① 当期において実施いたしました設備投資の総額は65億円であります。その主なものは、先進技術の体験・体感型施設ミサワパーク東京（東京都杉並区）、ミサワファクトリー岡山（岡山県備前市）、ミサワファクトリー福岡（福岡県鞍手郡鞍手町）の開設によるものであります。
- ② 所要資金は、自己資金により賄いました。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第1期 (平成15年度)	第2期 (平成16年度)	第3期 (平成17年度)	第4期 (平成18年度)
	(15.4~16.3)	(16.4~17.3)	(17.4~18.3)	(18.4~19.3)
売 上 高	403,495 ^{百万円}	390,044 ^{百万円}	384,645 ^{百万円}	414,566 ^{百万円}
当 期 純 利 益 (△は損失)	△128,766 ^{百万円}	△203,332 ^{百万円}	124,357 ^{百万円}	△1,565 ^{百万円}
1株当たりの当期純利益 (△は損失)	△693 16 ^{円 銭}	△997 31 ^{円 銭}	3,854 96 ^{円 銭}	△42 19 ^{円 銭}
総 資 産	505,151 ^{百万円}	263,415 ^{百万円}	222,951 ^{百万円}	235,135 ^{百万円}
純 資 産	31,055 ^{百万円}	△162,420 ^{百万円}	24,200 ^{百万円}	26,946 ^{百万円}
1株当たりの純資産	△518 18 ^{円 銭}	△1,551 42 ^{円 銭}	△614 26 ^{円 銭}	△683 64 ^{円 銭}
(ご 参 考) 期中平均発行済普通株式数	187,400 ^{千株}	204,973 ^{千株}	32,259 ^{千株}	37,112 ^{千株}
期末発行済普通株式数	202,773 ^{千株}	193,109 ^{千株}	37,116 ^{千株}	37,107 ^{千株}

- (注) 1. 第4期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たりの当期純利益又は当期純損失は、各金額を期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
なお、期中平均発行済普通株式数は、自己株式数を控除して算出しております。
また、当期純利益又は当期純損失から普通株主に帰属しない金額を控除して算出しております。
3. 1株当たりの純資産は、期末純資産から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
なお、期末発行済普通株式数は、自己株式数を控除して算出しております。
また、期末純資産から普通株主に帰属しない金額を控除して算出しております。
4. 第1期は、ゴルフ場・販売用不動産等の評価損、貸付債権に対する貸倒引当金の計上及び構造改善施策の実施等に伴う費用の発生により、特別損失1,508億円を計上したことから、1,287億円の当期純損失となりました。
なお、第1期につきましては、連結報告主体が、完全子会社となったミサワホーム株式会社から当社へ異動したため、同社の連結数値を引き継いで作成しております。
5. 第2期は、コア事業である住宅事業及びリフォーム事業に経営資源を集中し、コア事業との関連性の薄いノンコア事業からの撤退及び固定資産の減損会計を見据えた処理等により、特別損失2,121億円を計上したことから、2,033億円の当期純損失となりました。

6. 第3期は、関係金融機関からの債務免除による金融支援1,133億円を特別利益に計上したことから、1,243億円の当期純利益となりました。
7. 第4期(当期)は、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
8. 当社は、過去に提出いたしました有価証券報告書等につきまして、平成18年12月28日付で訂正報告書(過去5期分)を提出しておりますが、上記第1期から第3期までの数値は、各期にかかる株主総会において報告した内容を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
ミサワホーム株式会社	24,000	100.0	工業化住宅の開発、住宅部材の供給
株式会社ミサワテクノ	50	100.0 (100.0)	工業化住宅部材の製造・販売
ミサワホーム北海道株式会社	988	75.4 (13.4)	工業化住宅の販売・施工
東北ミサワホーム株式会社	4,178	52.2 (16.7)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム北日本株式会社	430	78.4 (2.8)	工業化住宅の販売・施工
株式会社ミサワホーム福島	180	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム西関東株式会社	450	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム東関東株式会社	475	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム東京株式会社	2,234	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム信越株式会社	537	99.9	工業化住宅の販売・施工
株式会社ミサワホーム静岡	300	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム東海株式会社	450	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム近畿株式会社	490	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホームサンイン株式会社	444	52.7 (14.7)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム中国株式会社	1,369	78.4 (2.0)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム九州株式会社	701	87.3 (5.9)	工業化住宅の販売・施工

- (注) 1. 出資比率の()内は、当社の子会社の出資比率を内数で表示しております。
2. ミサワホーム株式会社は、平成19年3月27日付で減資を行うとともに、同日付で第三者割当増資を行い、その全株式を当社が引き受けました。資本金の額に変動はありません。
3. 東北ミサワホーム株式会社は、平成18年5月29日付で第三者割当増資及び自己株式の処分を行い、その全株式を当社が引き受けました。これにより、当社及び当社子会社の出資比率は45.1%から52.2%となり、当社の連結子会社となりました。
4. ミサワホーム九州株式会社は、平成19年3月27日付で第三者割当増資を行い、その全株式を当社が引き受けました。これにより、当社及び当社子会社の出資比率は71.1%から87.3%となりました。
5. 上記の重要な子会社を含め、連結対象会社は51社であります。

(6) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

当社グループは、工業化住宅「ミサワホーム」の製造、販売、施工を中心に「住」産業関連事業を行っております。

また、当社は、住宅事業等を営むグループ会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を統治しております。

(7) 主要な営業所及び工場 (平成19年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

② 子会社

会 社 名	本 店 所 在 地
ミサワホーム株式会社	東京都杉並区
株式会社ミサワテクノ	長野県松本市
ミサワホーム北海道株式会社	北海道札幌市
東北ミサワホーム株式会社	宮城県仙台市
ミサワホーム北日本株式会社	秋田県秋田市
株式会社ミサワホーム福島	福島県福島市
ミサワホーム西関東株式会社	埼玉県さいたま市
ミサワホーム東関東株式会社	千葉県千葉市
ミサワホーム東京株式会社	東京都杉並区

会 社 名	本 店 所 在 地
ミサワホーム信越株式会社	新潟県新潟市
株式会社ミサワホーム静岡	静岡県静岡市
ミサワホーム東海株式会社	愛知県名古屋
ミサワホーム近畿株式会社	大阪府大阪市
ミサワホームサンイン株式会社	鳥取県鳥取市
ミサワホーム中国株式会社	広島県広島市
ミサワホーム九州株式会社	福岡県福岡市

(8) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
9,590名	1,434名増

- (注) 1. 使用人数は、就業員数であります。
2. 前連結会計年度末に比べ1,434名増加しておりますが、東北ミサワホーム株式会社等新規連結対象会社が増えたことに加え、嘱託・契約社員を算入したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
201名	15名増	40歳7ヵ月	15年8ヵ月

- (注) 1. 使用人数には、執行役員は含まれておりません。
2. 使用人数は、子会社からの出向者、兼務者であり、平均勤続年数は、子会社からの通算であります。

(9) 主要な借入先 (平成19年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,505百万円
株式会社三井住友銀行	7,752百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	5,405百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 平成19年5月11日開催の当社取締役会におきまして、当社の子会社であるミサワホーム株式会社との合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

イ 合併目的：ミサワホームグループにおける住宅関連事業の営業基盤強化とガバナンス機能強化のため、グループ経営体制の簡素化を図り、効率的かつ迅速な意思決定を実現するため。

ロ 存続会社：ミサワホームホールディングス株式会社

ハ 合併期日：平成19年10月1日（予定）

② 当社の子会社である東北ミサワホーム株式会社及びミサワホーム北日本株式会社は、平成19年5月11日開催の各社の取締役会におきまして、両社の合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

イ 合併目的：ミサワホームグループの中期経営計画に基づき、東北地区におけるエリア戦略の強化及び高効率化の推進を図るため。

ロ 存続会社：東北ミサワホーム株式会社

ハ 合併期日：平成19年10月1日（予定）

③ 当社の子会社であるミサワホーム中国株式会社及びミサワホームサンイン株式会社は、平成19年5月11日開催の各社の取締役会におきまして、両社の合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

イ 合併目的：ミサワホームグループの中期経営計画に基づき、中国地区におけるエリア戦略の強化及び高効率化の推進を図るため。

ロ 存続会社：ミサワホーム中国株式会社

ハ 合併期日：平成19年10月1日（予定）

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	150,000,000株
普通株式	142,160,000株
B種優先株式	4,500,000株
C種優先株式	3,340,000株
(2) 発行済株式の総数	46,572,175株
普通株式	38,738,914株
(自己株式	30,204株)
第三回B種優先株式	333,328株
第四回B種優先株式	4,166,600株
第一回C種優先株式	3,333,333株
(3) 単元株式数	
普通株式	100株
B種優先株式	100株
C種優先株式	100株

(注) 平成18年6月29日開催の定時株主総会等の決議により、平成18年7月18日付で、B種優先株式について10株を1株にする株式併合を行いました。これに伴い、同日付で、当社の発行可能株式総数は上記のとおりとなりました。また、併せてB種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(4) 株主数	普通株式	18,879名
	第三回B種優先株式	1名
	第四回B種優先株式	1名
	第一回C種優先株式	1名

(5) 大株主

① 普通株式

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
N P F - M G 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	5,593千株	14.4%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	5,191千株	13.4%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,531千株	6.5%
あ い お い 損 害 保 険 株 式 会 社	2,458千株	6.3%
ジ ェ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 0 0 8 4	1,172千株	3.0%

② 第三回B種優先株式

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	333千株	100.0%

③ 第四回B種優先株式

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,166千株	100.0%

④ 第一回C種優先株式

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,333千株	100.0%

- (注) 1. 普通株式の出資比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 平成19年3月19日付フィデリティ投信株式会社からの大量保有報告書により、平成19年3月13日付で普通株式5,155千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成19年3月31日時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役 社長執行役員	水 谷 和 生	経営全般 ミサワホーム東京株式会社 取締役 ミサワホーム近畿株式会社 取締役
代表取締役 専務執行役員	中 神 正 博	管理全般 兼 経営全般補佐 ミサワホーム株式会社 取締役 ミサワホーム近畿株式会社 監査役
取 締 役 専務執行役員	佐 藤 春 夫	住宅事業全般 兼 ブロック統括担当 ミサワホーム株式会社 代表取締役 ミサワホーム信越株式会社 取締役 社団法人プレハブ建築協会 副会長 住宅産業振興連盟 副会長
取 締 役 常務執行役員	西 平 均	販売・商品企画全般 兼 ハイブリッド推進担当 ミサワホーム株式会社 取締役 東北ミサワホーム株式会社 取締役 ミサワホーム信越株式会社 取締役 メディアエムジー株式会社 代表取締役
取 締 役 執行役員	多 賀 道 正	中央ブロック統括部長 兼 MRD・法人営業担当 ミサワホーム信越株式会社 監査役 ミサワホーム東関東株式会社 取締役 ミサワホーム東京株式会社 監査役 株式会社ミサワホーム静岡 監査役 ミサワホーム東海株式会社 監査役 財形住宅金融株式会社 監査役
取 締 役 執行役員	田 中 博 臣	管理全般補佐 兼 経営戦略部長 ミサワホーム株式会社 取締役 株式会社ミサワホーム静岡 取締役
取 締 役	立 花 貞 司	トヨタ自動車株式会社 専務取締役 トヨタホーム株式会社 代表取締役社長 トヨタT&S建設株式会社 監査役 富士スピードウェイ株式会社 監査役
取 締 役	宮 脇 保 夫	野村プリシパル・ファイナンス株式会社 執行役 ハウステンボス株式会社 社外取締役
常勤監査役	宮 森 正 和	ミサワホーム株式会社 社外監査役
常勤監査役	児 玉 隆 行	
監 査 役	守 谷 俊 太 郎	野村プリシパル・ファイナンス株式会社 執行役 SNCインベストメント株式会社 取締役
監 査 役	依 藤 司	あいおい損害保険株式会社 上席常務役員 あいおい生命保険株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、立花貞司、宮脇保夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、宮森正和、守谷俊太郎、依藤 司の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役守谷俊太郎氏は、平成19年2月16日をもって日本ものづくりキャピタル株式会社代表取締役副社長を退任いたしました。

4. 監査役宮森正和氏は、株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）において、6年間支店長として融資判断をしていた経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

なお、その他の各執行役員につきましては、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
常務執行役員	東 海 健 生	住宅事業戦略担当 兼 住宅事業全般補佐
執行役員	赤 松 哲 男	財務経理部長
執行役員	竹 中 宣 雄	ミサワホーム東京株式会社 代表取締役
執行役員	碓 井 博 己	総務人事部長
執行役員	下 村 秀 樹	北日本ブロック統括部長 兼 西日本ブロック統括部長
執行役員	阪 口 博 司	監査室長
執行役員	作 尾 徹 也	商品企画部長
執行役員	道 官 陽 一 郎	経営戦略部長 経営システム企画担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	6名	97百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1)	26百万円 (13)
合 計	8名	123百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
また、上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額11百万円を支払っております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催のミサワホーム株式会社第36回定時株主総会において、月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催のミサワホーム株式会社第36回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行者との兼任状況

- イ 取締役立花貞司氏は、トヨタ自動車株式会社の専務取締役及びトヨタホーム株式会社の代表取締役社長を兼務しております。トヨタ自動車株式会社は、当社の株式を13.4%保有する株主であり、トヨタホーム株式会社は同社の子会社であります。
- ロ 取締役宮脇保夫氏は、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の執行役を兼務しております。同社は、当社の株式を14.4%保有する株主であるNPF-MG投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。
- ハ 監査役守谷俊太郎氏は、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の執行役及びSNCインベストメント株式会社の取締役を兼務しております。野村プリンシパル・ファイナンス株式会社は、当社の株式を14.4%保有する株主であるNPF-MG投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。また、SNCインベストメント株式会社との間には取引等の関係はありません。
- ニ 監査役依藤 司氏は、あいおい損害保険株式会社の上席常務役員を兼務しております。同社は、当社の株式を6.3%保有する株主であります。

② 他の株式会社の社外役員の兼任状況

- イ 取締役宮脇保夫氏は、ハウステンボス株式会社の社外取締役であります。
- ロ 監査役宮森正和氏は、ミサワホーム株式会社の社外監査役であります。
- ハ 監査役依藤 司氏は、あいおい生命保険株式会社の社外取締役であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会及び監査役会への出席の状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 立花貞司	5回	26.3%	—	—
取締役 宮脇保夫	17回	89.4%	—	—
監査役 宮森正和	19回	100.0%	15回	100.0%
監査役 守谷俊太郎	19回	100.0%	15回	100.0%
監査役 依藤司	6回	31.5%	6回	40.0%

ロ 取締役会及び監査役会における発言の状況

- ・ 取締役立花貞司、宮脇保夫の両氏は、他業種の役員を兼ねている立場から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために、必要な意見、発言を適宜行っております。
- ・ 監査役宮森正和、守谷俊太郎、依藤司の各氏は、上記のとおり取締役会に出席し、幅広い視点から疑問点等を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の招聘に有効活用するため、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、立花貞司、宮脇保夫、守谷俊太郎及び依藤司の各氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外取締役又は社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	会計監査人	一時会計監査人	
		監査法人 ブレインワーク	みすず監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	一 百万円	6 百万円	52 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	一 百万円	20 百万円	320 百万円
摘 要	平成18年6月29日就任 平成18年7月1日退任	平成18年7月3日就任	平成18年9月1日就任

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より、平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間の業務停止処分を受けたため、同年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を失い、退任いたしました。これに伴い、平成18年7月3日開催の監査役会の決議により、一時会計監査人の職務を行う者として同日付で監査法人ブレインワークが就任、同年9月1日付でみすず監査法人が就任し、両者の共同監査となっております。
2. 当社と会計監査人（一時会計監査人）との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の会計監査人及び一時会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実はありません。

(2) 非監査業務の内容

当社は、みすず監査法人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務であるコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、その必要性があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当するときは、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任い

たします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が、平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更）

（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビル）

② 処分内容

業務の一部停止2ヵ月（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）

〔停止する業務〕

証券取引法監査及び会社法監査（法令に基づき、会社法に準じて実施される監査を含む。）。ただし、一定の監査業務を除外。

③ 処分理由

カネボウ株式会社の平成11年3月期から平成15年3月期までの各有価証券報告書の財務書類に、それぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人及び一時会計監査人のいずれとも、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結をいたしておりません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第4号）

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第2号）

- イ 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びに損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図る。
- ロ コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を統括責任者とし、常務以上の執行役員、経営戦略部長及びコンプライアンス部長をメンバーとした経営改革委員会を設置する。
- ハ コンプライアンス部を設置し、日常のコンプライアンス活動を統括管理させ、コンプライアンス上のリスクマネジメントを実施させる。
- ニ リスク管理規程を定め、経営戦略部に各部のリスク管理を統括させ、各リスク別、各部門別の具体的なリスクの把握及びリスクのコントロールを図ることにより、業務の適正と効率性を確保する。
- ホ 適時開示が必要と思われるリスクその他の重要情報については開示の徹底を図る。
- ヘ ヘルプライン制度規程を制定し、これに基づきコンプライアンス上疑義のある行為などが発生した場合の通報手段を社内外に設置し、ヘルプライン制度の公正かつ持続的な運営を図る。
- ト 監査室を設置し、コンプライアンス上のリスクの継続的な内部監査を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、定款及び取締役会規程、稟議規程、文書管理規程その他の社内規則を整備し、それぞれ適切に保存し、かつ管理する。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第3号）
- イ 当社の取締役は、取締役会の構成員として当社の意思決定を行い、代表取締役及び執行役員の仕事の執行を監督する。取締役のうち数名は社外取締役とし、取締役会の意思決定の過程の公正性と、その決定内容の妥当性を確保する。
 - ロ 当社の業務の執行は、重要な対外的業務にあつては代表取締役が行い、対内的業務及び日常の業務については、取締役会が選任した執行役員が実施する。
 - ハ 代表取締役及び執行役員の仕事については、取締役会で定める職掌に従い分担して職務の執行の効率化を確保するとともに、職務権限規程において職務及び権限を割当て、責任を明確化する。
 - ニ 前号に定める職務分掌及び規則は、取締役もしくは執行役員が変更される都度、又は職務の執行の効率化の必要に応じて、見直しを図る。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第5号）
- 当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、次の各号に掲げる体制を整備する。
- イ 当社及び当社の子会社の役職員の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに当社及び当社の子会社のリスク管理のため、子会社に対してもコンプライアンス責任者及びリスク管理責任者、担当セクション並びに経営改革委員会の設置を求め、子会社の経営改革委員会と共同してミサワホームグループのリスクマネジメントを実施する。
 - ロ ヘルプライン制度は、子会社も利用することとし、グループ全体の通報手段として活用する。
 - ハ 監査室は、グループにおける内部監査を計画的に実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、その改善を促す。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第1号）
監査役がその職務を補助すべき使用人の増員を求めた場合は、その求めに応じて配置する。
- ⑧ ⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第2号）
イ 監査役がその職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その使用人の任命、異動、その他人事にかかる事項の決定は、常勤監査役の事前の同意を得る。
ロ その使用人の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第3号）
イ 代表取締役は、取締役会において随時その職務の執行状況の報告を行う。
ロ 役員は、定款又は法令違反の事実、著しく不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合は、発見後すみやかに、監査役に報告する。
ハ 役員は、監査役が事業について報告を求めた場合、又はグループの業務及び財産の状況を調査する場合は、積極的にこれに応じる。
- ⑩ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第4号）
イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
ロ 監査役は、外部法律事務所と顧問契約を締結することができ、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、比率及び月数も、表示未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	153,585	流動負債	176,623
現金及び預金	40,606	支払手形及び買掛金	56,343
受取手形及び売掛金	11,217	短期借入金	48,933
たな卸資産	85,663	一年以内償還予定の社債	500
繰延税金資産	6,093	賞与引当金	5,756
その他	10,900	完成工事補償引当金	2,496
貸倒引当金	△896	未払金	7,315
固定資産	81,550	未成工事受入金	33,639
有形固定資産	49,460	預り金	16,071
建物及び構築物	33,486	その他	5,567
減価償却累計額	17,924	固定負債	31,566
機械装置及び運搬具	16,052	社債	500
減価償却累計額	11,881	長期借入金	14,331
土地	26,410	繰延税金負債	105
その他	7,227	再評価に係る繰延税金負債	2,020
減価償却累計額	3,911	退職給付引当金	5,597
無形固定資産	5,869	債務保証等損失引当金	1,267
のれん	118	その他	7,741
その他	5,750	負債合計	208,189
投資その他の資産	26,220	(純資産の部)	
投資有価証券	5,303	株主資本	18,027
繰延税金資産	13,666	資本金	23,412
その他	10,070	資本剰余金	13,545
貸倒引当金	△2,819	利益剰余金	△14,705
資産合計	235,135	自己株式	△4,225
		評価・換算差額等	3,603
		その他有価証券評価差額金	1,265
		土地再評価差額金	2,178
		為替換算調整勘定	159
		少数株主持分	5,314
		純資産合計	26,946
		負債・純資産合計	235,135

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額 (百万円)
売上高	414,566
売上原価	314,582
売上総利益	99,983
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	12,343
販売促進費等	5,369
給与手当	40,023
賞与引当金繰入額	4,671
減価償却費	3,305
完成工事補償引当金繰入額	1,788
その他の販売費	6,038
その他の一般管理費	13,375
営業利益	86,918
営業外収益	13,065
受取利息	53
受取手数料	312
その他	1,289
営業外費用	1,655
支払利息	1,570
退職給付費用	417
その他	662
経常利益	2,651
特別利益	12,069
固定資産売却益	1,354
投資有価証券売却益	446
貸倒引当金戻入益	438
移転補償金	441
その他	161
特別損失	2,842
減損損失	2,060
前期損益修正損	1,757
たな卸資産評価損	96
固定資産処分損	390
投資有価証券評価損	638
貸倒引当金繰入額	59
その他	719
税金等調整前当期純利益	5,722
法人税、住民税及び事業税	667
法人税等調整額	10,623
少数株主損失	11,290
当期純損失	535
	1,565

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	23,412	67,688	△66,986	△4,192	19,923
連結会計年度中の変動額					
欠 損 て ん 補		△54,143	54,143		—
当 期 純 損 失			△1,565		△1,565
自 己 株 式 の 取 得				△33	△33
連 結 子 会 社 増 加 に 伴 う 剰 余 金 減 少 高			△296		△296
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△54,143	52,280	△33	△1,895
平成19年3月31日 残高	23,412	13,545	△14,705	△4,225	18,027

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金 差 額	為 替 換 算 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日 残高	2,009	2,178	89	4,277	2,882	27,082
連結会計年度中の変動額						
欠 損 て ん 補						—
当 期 純 損 失						△1,565
自 己 株 式 の 取 得						△33
連 結 子 会 社 増 加 に 伴 う 剰 余 金 減 少 高						△296
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△743		70	△673	2,432	1,758
連結会計年度中の変動額合計	△743	—	70	△673	2,432	△136
平成19年3月31日 残高	1,265	2,178	159	3,603	5,314	26,946

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 51社
- 主要な連結子会社の名称
- | | |
|----------------|---------------|
| ミサワホーム株式会社 | ミサワホーム北海道株式会社 |
| 東北ミサワホーム株式会社 | ミサワホーム北日本株式会社 |
| 株式会社ミサワホーム福島 | ミサワホーム西関東株式会社 |
| ミサワホーム東関東株式会社 | ミサワホーム東京株式会社 |
| ミサワホーム信越株式会社 | 株式会社ミサワホーム静岡 |
| ミサワホーム東海株式会社 | ミサワホーム近畿株式会社 |
| ミサワホームサンイン株式会社 | ミサワホーム中国株式会社 |
| ミサワホーム九州株式会社 | 株式会社ミサワテクノ |
- (連結子会社数の変動理由)
- (増加)
- ・株式取得等によるもの 5社
東北ミサワホーム株式会社 ミサワホームイング東北株式会社
エム・アール・ディー仙台株式会社 ミサワホームサービス東北株式会社
ミサワホームイング北日本株式会社
 - ・会社設立によるもの 1社
ミサワホーム富山株式会社
- (減少)
- ・会社清算によるもの 5社
株式会社オナーズヒル 淡路ミサワホーム株式会社 株式会社ヒルズガーデン札幌
九州ランド開発株式会社 ミサワホームイング茨城株式会社
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社はありません。
(持分法適用関連会社の変動理由)
- (減少)
- ・子会社への異動によるもの 1社
東北ミサワホーム株式会社
- (2) 次の関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。
- | | |
|------|----------------|
| 関連会社 | 株式会社ミサワホーム山梨ほか |
|------|----------------|
- (持分法を適用しない理由)
- 持分法非適用の関連会社の当期純損益及び利益剰余金等は、それぞれ連結計算書類に与える影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アイ・エル・エス及び臨沂三澤木業有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算書を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部純資産直入法による処理）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品、貯蔵品、製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法

分譲土地建物、未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

無形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、主として15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。

過去勤務債務は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。

④ 債務保証等損失引当金

保証等の履行に伴う損失に備えるため、個別に必要と認められる額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額の他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。

重要性が乏しいのれんについては、その生じた期の損益として処理しております。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更】

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は21,631百万円であります。

2. 企業結合に係る会計基準等

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

たな卸資産	5,281百万円
流動資産「その他」	3百万円
建物及び構築物	1,304百万円
土地	5,471百万円
固定資産「その他」	3百万円
投資有価証券	141百万円
上記に対応する債務	16,372百万円

2. 保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務	47,731百万円
--------------------------------	-----------

3. 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	25百万円
-----------	-------

4. 連結子会社のうち4社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条に定める方法により算出しております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、790百万円であります。

【連結損益計算書に関する注記】

前期損益修正損に関する事項

ミサワホーム九州株式会社の過年度の損益修正を特別損失の前期損益修正損として1,757百万円計上しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数
 - 普通株式…………… 38,738,914株
 - B種優先株式……………4,499,928株
 - C種優先株式……………3,333,333株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
当連結会計年度中の配当金の支払いはありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
基準日が当連結会計年度に属する配当はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額……………△683円64銭
2. 1株当たり当期純損失…………… 42円19銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 平成19年5月11日開催の当社取締役会において、当社の子会社であるミサワホーム株式会社との合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

- (1) 合併目的 : ミサワホームグループにおける住宅関連事業の営業基盤強化とガバナンス機能強化のため、グループ経営体制の簡素化を図り、効率的かつ迅速な意思決定を実現するため。
- (2) 存続会社 : ミサワホームホールディングス株式会社
- (3) 合併期日 : 平成19年10月1日(予定)

2. 当社の子会社である東北ミサワホーム株式会社及びミサワホーム北日本株式会社は、平成19年5月11日開催の各社の取締役会におきまして、両社の合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

- (1) 合併目的 : ミサワホームグループの中期経営計画に基づき、東北地区におけるエリア戦略の強化及び高効率化の推進を図るため。
- (2) 存続会社 : 東北ミサワホーム株式会社
- (3) 合併期日 : 平成19年10月1日(予定)

3. 当社の子会社であるミサワホーム中国株式会社及びミサワホームサンイン株式会社は、平成19年5月11日開催の各社の取締役会におきまして、両社の合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

- (1) 合併目的 : ミサワホームグループの中期経営計画に基づき、中国地区におけるエリア戦略の強化及び高効率化の推進を図るため。
- (2) 存続会社 : ミサワホーム中国株式会社
- (3) 合併期日 : 平成19年10月1日(予定)

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,176	流動負債	19,599
現金及び預金	77	未払金	208
営業未収入金	148	未払費用	29
前払費用	19	未払法人税等	12
短期貸付金	14,177	預り金	19,218
その他流動資産	3	賞与引当金	130
貸倒引当金	△1,251	負債合計	19,599
固定資産	35,190	(純資産の部)	
無形固定資産	2	株主資本	28,767
ソフトウェア	2	資本金	23,412
投資その他の資産	35,188	資本剰余金	13,545
関係会社株式	35,184	資本準備金	13,545
その他	3	利益剰余金	△8,066
		その他利益剰余金	△8,066
		繰越利益剰余金	△8,066
		自己株式	△124
資産合計	48,366	純資産合計	28,767
		負債・純資産合計	48,366

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額 (百万円)	
売 上 高		
受 取 配 当 金 収 入	33	
経 営 管 理 料 収 入	2,123	2,156
売 上 総 利 益		2,156
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,021
営 業 利 益		134
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
そ の 他 営 業 外 収 益	7	43
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,251	
そ の 他 営 業 外 費 用	6	1,257
経 常 損 失		1,079
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	6,870	
そ の 他 の 特 別 損 失	111	6,982
税 引 前 当 期 純 損 失		8,061
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4
当 期 純 損 失		8,066

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金		
平成18年3月31日残高	23,412	22,912	44,775	67,688	△54,143	△91	36,867
事業年度中の変動額							
欠 損 て ん 補		△9,367	△44,775	△54,143	54,143		—
当 期 純 損 失					△8,066		△8,066
自 己 株 式 の 取 得						△33	△33
事業年度中の変動額合計	—	△9,367	△44,775	△54,143	46,076	△33	△8,099
平成19年3月31日残高	23,412	13,545	—	13,545	△8,066	△124	28,767

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 欠損てん補は、平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
有価証券
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
無形固定資産……………定額法
3. 引当金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。
 - (3) 投資損失引当金……………関係会社株式の実質価額の低下に相当する額につき、純資産価額等を勘案して計上しております。
なお、同引当金6,746百万円は、貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。
4. リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法により会計処理をしております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は純資産の部の合計と同額であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 保証債務は、次のとおりであります。

被保証者	保証債務の内容	保証金額
ミサワホーム九州㈱	金融機関等よりの借入の保証	1,921百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。
短期金銭債権……………14,326百万円
短期金銭債務……………19,313百万円
3. 預り金には、寄託契約による金銭の預り金19,212百万円が含まれております。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

売上高	2,156百万円
営業取引以外の取引高	44百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	21,177	9,027	—	30,204

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	73,196百万円
繰延欠損金	9,061百万円
投資損失引当金	2,745百万円
その他	574百万円

繰延税金資産小計 85,577百万円

評価性引当額 Δ 85,576百万円

繰延税金資産合計 0百万円

繰延税金負債

仮払税金 Δ 0百万円

繰延税金負債合計 Δ 0百万円

繰延税金資産の純額 Δ 1百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース物件の主なものは、乗用車であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

関連当事者との取引高は、次のとおりであります。

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	ミサワホーム株式会社	東京都杉並区	24,000	工業化住宅の開発、住宅部材の供給	100.00	兼任5名	グループ経営企画及び管理	経営管理料収入 ※1 受入出向料の支払 ※2 資金の貸付 ※3 利息の受入	2,123 1,136 18,800 36	営業未収入金 未払金 短期貸付金 その他流動資産	148 95 9,800 ー
子会社	ミサワホーム西関東株式会社	埼玉県さいたま市	450	工業化住宅の販売・施工	100.00	なし	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	3,208	預り金	3,208
子会社	ミサワホーム東関東株式会社	千葉県千葉市	475	工業化住宅の販売・施工	100.00	兼任1名	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	1,800	預り金	1,800
子会社	ミサワホーム東京株式会社	東京都杉並区	2,234	工業化住宅の販売・施工	100.00	兼任2名	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	5,500	預り金	5,500
子会社	株式会社ミサワホーム静岡	静岡県静岡市	300	工業化住宅の販売・施工	100.00	兼任2名	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	1,000	預り金	1,000
子会社	ミサワホーム東海株式会社	愛知県名古屋	450	工業化住宅の販売・施工	100.00	兼任1名	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	3,700	預り金	3,700
子会社	ミサワホーム信越株式会社	新潟県新潟市	537	工業化住宅の販売・施工	99.99	兼任3名	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	1,650	預り金	1,650
子会社	ミサワホーム近畿株式会社	大阪府大阪市	490	工業化住宅の販売・施工	100.00	兼任2名	グループ経営企画及び管理	資金の貸付 ※3	2,264	短期貸付金	2,264
子会社	ミサワホーム九州株式会社	福岡県福岡市	701	工業化住宅の販売・施工	87.61 (5.95)	なし	グループ経営企画及び管理	資金の貸付 ※3 債務保証 ※5	1,468 1,921	短期貸付金 ー	1,468 ー
子会社	株式会社ミサワホーム総合研究所	東京都杉並区	450	住まいと暮らしに関する総合的研究・開発・調査	100.00 (100.00)	なし	グループ経営企画及び管理	寄託契約による金銭の預り ※4	665	預り金	665

(注) 1. 議決権等の所有割合の()内は、当社の子会社の所有割合を内数で表示しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理料収入については、当社の一般管理費をもとに算定した価格で、双方協議の上で決定しております。

※2 従業員の受入による出向料の支払については、他の当事者と同様の条件によっております。

※3 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

※4 寄託契約による金銭の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。「取引金額」は、年間取引の純増減額であります。

※5 ミサワホーム九州株式会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、「取引金額」は、平成19年3月末残高であります。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額……………△471円01銭
2. 1株当たり当期純損失……………208円35銭

※1株当たりの当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純損失	8,066百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純損失	8,066百万円
普通株式の期中平均株式数	38,713千株

【重要な後発事象に関する注記】

平成19年5月11日開催の当社取締役会におきまして、当社の子会社であるミサワホーム株式会社との合併に関する基本方針を決議いたしました。決議の概要は次のとおりであります。

- (1) 合併目的 : ミサワホームグループにおける住宅関連事業の営業基盤強化とガバナンス機能強化のため、グループ経営体制の簡素化を図り、効率的かつ迅速な意思決定を実現するため。
- (2) 存続会社 : ミサワホームホールディングス株式会社
- (3) 合併期日 : 平成19年10月1日(予定)

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

ミサワホームホールディングス株式会社

取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 元 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 達 郎 ㊞

監査法人ブレインワーク

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小林 正 俊 ㊞

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミサワホームホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミサワホームホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用して連結計算書類を作成している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に、会社と会社の子会社であるミサワホーム株式会社、会社の子会社である東北ミサワホーム株式会社とミサワホーム北日本株式会社及び会社の子会社であるミサワホーム中国株式会社とミサワホームサンイン株式会社のそれぞれの合併に関する基本方針について、各社の取締役会で決議された旨が記載されている。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

ミサワホームホールディングス株式会社

取締役会 御中

みずず監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 元 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 達 郎 ㊞

監査法人ブレインワーク

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小林 正 俊 ㊞

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミサワホームホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に、会社と会社の子会社であるミサワホーム株式会社との合併に関する基本方針について、取締役会で決議された旨が記載されている。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一時会計監査人みずす監査法人及び同監査法人プレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

- 一時会計監査人みずす監査法人及び同監査法人プレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月24日

ミサワホームホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 宮 森 正 和 ㊟

常勤監査役 児 玉 隆 行 ㊟

社外監査役 守 谷 俊 太 郎 ㊟

社外監査役 依 藤 司 ㊟

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみずす監査法人に名称変更）は、金融庁より業務停止処分を受けたため、平成18年7月1日付で会計監査人としての資格を喪失いたしました。これに伴い、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月3日開催の監査役会の決議により、一時会計監査人として同日付で監査法人プレインワークを、業務停止期間終了後の同年9月1日付でみずす監査法人を選任いたしました。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

(資本準備金の額の減少の目的)

繰越利益剰余金（その他の利益剰余金）の欠損を解消することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少いたしたいと存じます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金13,545,627,815円のうち、8,066,084,793円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 8,066,084,793円

(3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成19年6月28日

(剰余金の処分)

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 8,066,084,793円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,066,084,793円

なお、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、配当金につきましては、見送りとさせていただきたいと存じます。業績の向上に努め、皆様のご期待に添えるよう努力する所存でございます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) ミサワホーム株式会社との合併により純粋持株会社から事業持株会社へ移行することに伴い、現行定款第1条（商号）を「ミサワホーム株式会社」に変更するものであります。
- (2) 当社及び子会社の事業の現状を踏まえ、事業内容の明確化を図るとともに、合併による事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 第4号議案（監査役2名選任の件）が承認可決され、また、ミサワホーム株式会社との合併の効力が発生いたしますと、監査役の員数が増加することから、現行定款第28条（員数）に所要の変更を行うものであります。
- (4) その他関連する規定について、項数の整備、用語及び表現の変更又は字句の修正を行うものであります。

なお、上記(1)の変更の効力は、ミサワホーム株式会社との合併の効力発生日（平成19年10月1日予定）に生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条（商 号） 当社は、<u>ミサワホームホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>MISAWA HOMES HOLDINGS, INC.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目 的）</p> <p>① 当社は、次の各号に掲げる事業を営む<u>会社の株式又は持分を所有することにより、その会社の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p> <p>① (条文記載省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条（商 号） 当社は、<u>ミサワホーム株式会社</u>と称し、英文では、<u>MISAWA HOMES CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目 的） 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>① (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>建築工事、土木工事、外構工事、造園工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び管工事の設計、施工、監理及び請負</u></p> <p>③ } (条文記載省略)</p> <p>④ }</p> <p>⑤ <u>建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、施工、販売、賃貸及び輸出入</u></p> <p>⑥ <u>立体駐車場設備機器の製造及び販売</u></p> <p>⑦ <u>事務用機器の製造、販売及び賃貸</u></p> <p>⑧ <u>塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売</u></p> <p>⑨ <u>不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定</u></p> <p>⑩ <u>ホテル並びにスポーツ及びレジャー施設等を有するリゾートの経営</u></p> <p>⑪ <u>ゴルフ会員権及び前号に掲げた施設等の利用に関する会員権の販売及び仲介</u></p> <p>⑫ <u>高齢者向集合住宅施設の経営及び当該施設の利用権の販売及び仲介</u></p>	<p>② <u>土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び清掃施設工事の設計、請負、施工及び監理</u></p> <p>③ } (現行のとおり)</p> <p>④ }</p> <p>⑤ <u>不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定</u></p> <p>} (削 除)</p> <p>⑥ <u>不動産及び動産のリース業</u></p> <p>⑦ <u>建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、施工、販売、賃貸及び輸出入</u></p> <p>⑧ <u>工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介</u></p> <p>⑨ <u>情報処理及び情報提供業務</u></p> <p>⑩ <u>コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並びにこれらのソフトウェアの製造、制作、販売及び貸与</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
⑬ 介護保険による居宅介護業務及び居宅介護支援業務並びに高齢者等の要介護者に対する介護業務	⑪ 個人及び法人の資産運用、資金調達に関する指導及び情報提供業務
⑭ 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与	⑫ 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売
⑮ 船舶碇繋場業	⑬ 金銭の貸付及び債務の保証
⑯ 旅行業	⑭ 有価証券の保有、売買及び運用業務
⑰ 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業	⑮ 損害保険の代理業及び生命保険の募集業
⑱ コンピューターシステム及び通信衛星を利用した情報ネットワークによる情報処理及び情報提供業務	⑯ 産業廃棄物処理に関する業務
⑲ コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並びにこれらのソフトウェアの製造、制作、販売及び貸与	⑰ 通信販売業
⑳ 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介	⑱ 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
㉑ 出版物の制作及び販売	⑲ 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業
㉒ 広告代理店業	⑳ 燃料油、潤滑油の販売
㉓ 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催	㉑ 出版物の制作及び販売
㉔ 石材及び石材製品の輸入、販売並びに据付	㉒ 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催
㉕ 各種繊維品の染色整理加工及び販売	㉓ 塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売
㉖ 食料品、衣料品及び日用品雑貨の販売	㉔ 各種繊維品の染色整理加工及び販売

現 行 定 款	変 更 案
<p>②⑦ 燃料油、潤滑油の販売 ②⑧ 通信販売業</p> <p>②⑨ 労働者派遣業</p> <p>③⑩ 個人及び法人の資産運用に関する指導及び情報提供業務 ③⑪ 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売 ③⑫ 金銭の貸付及び債務の保証</p> <p>③⑬ ファクタリング業</p> <p>③⑭ 有価証券の保有、売買及び運用業務 ③⑮ 不動産及び動産のリース業 ③⑯ 損害保険の代理業及び生命保険の募集業 ③⑰ ゴム製品及び再生ゴムの製造及び販売 ③⑱ 緩衝材、梱包材及び断熱材の製造、販売 ③⑲ 産業廃棄物処理に関する業務 ④⑰ 生命工学の方法による農畜水産品の製造、販売 ④⑱ 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務 ④⑲ 前各号に附帯する一切の事業 ② 当社は、前項各号に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。</p>	<p>②⑤ 広告代理店業 ②⑥ 高齢者向集合住宅施設の経営並びに当該施設の利用権の販売及び仲介 ②⑦ 介護保険による居宅介護業務、居宅介護予防業務、居宅介護支援業務及び介護予防支援業務並びに高齢者等の要介護者及び要支援者に対する介護業務 ②⑧ 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与 ②⑨ 食料品、衣料品、事務用機器及び日用品雑貨の販売及び貸与 ③⑰ 理容業、美容業、クリーニング業並びに託児所の運営及び宅配便の委託取次業務 ③⑱ 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務 ④⑲ 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p>(削 除)</p>
<p>第3条 ） (条文記載省略) 第5条</p>	<p>第3条 ） (現行のとおり) 第5条</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 ） （条文記載省略）	第 6 条 ） （現行のとおり）
第 9 条	第 9 条
第 10 条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（実質株主を含む。 以下同じ。）は、その有する単元 未満株式について、次の各号に掲 げる権利以外の権利を行使するこ とができない。	第 10 条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（実質株主を含む。 以下同じ。）は、その有する単元 未満株式について、次の各号に掲 げる権利以外の権利を行使するこ とができない。
① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げ る権利	① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げ る権利
② 会社法第 166 条第 1 項の <u>規定</u> によ る請求をする権利	② 会社法第 166 条第 1 項の <u>定め</u> によ る請求をする権利
③ 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て及び募集新株予 約権の割当てを受ける権利	③ 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て及び募集新株予 約権の割当てを受ける権利
第 11 条 ） （条文記載省略）	第 11 条 ） （現行のとおり）
第 12 条	第 12 条

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2 (優先株式) (条文記載省略)</p> <p>第12条の3 (B種優先期末配当)</p> <p>当社は、第36条に定める剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式に係る株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式に係る登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき年600円を上限としてB種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「B種優先期末配当」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において第12条の4に定めるB種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の5に定めるB種優先配当(期末配当・中間配当以外)を支払ったときは、当該B種優先中間配当及びB種優先配当(期末配当・中間配当以外)の累積額を控除した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2 (優先株式) (現行のとおり)</p> <p>第12条の3 (B種優先期末配当)</p> <p>当社は、第36条に定める剰余金の配当を行う場合は、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき年600円を上限として、B種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先期末配当」という。)を行う。ただし、その事業年度において次条に定める剰余金の配当又はその事業年度に属する日を基準日とする第12条の5に定める剰余金の配当を行ったときは、それらの剰余金の配当の累積額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の4（B種優先中間配当） 当社は、第37条に定める<u>中間配当</u>を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭（以下「B種優先中間配当」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の5に定める<u>B種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。</u></p> <p>第12条の5（B種優先配当（期末配当・中間配当以外）） 当社は、第36条及び第37条以外の剰余金の配当を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先期末配当のうち、<u>当該配当に係る基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間（以下、本条において「計算期間」という。）に相当する金額として月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算）の方法で算出される額の金銭（以下「B種優先配当（期末配当・中間配当以外）」という。）を支払う。</u>ただし、既に当該事業年度において、<u>第12条の4に定めるB種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする本条本文に定めるB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先中間配当及びB種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。</u></p>	<p>第12条の4（B種優先中間配当） 当社は、第37条に定める<u>剰余金の配当</u>を行う場合は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭による<u>剰余金の配当</u>（以下「B種優先中間配当」という。）を行う。ただし、既にその事業年度に属する日を基準日とする次条に定める<u>剰余金の配当</u>を行ったときは、<u>その剰余金の配当の累積額を控除した額とする。</u></p> <p>第12条の5（B種優先配当（期末配当・中間配当以外）） 当社は、第36条及び第37条に<u>定める剰余金の配当</u>以外の剰余金の配当を行う場合は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、<u>B種優先期末配当のうち、その配当にかかる基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）からその配当の基準日（同日を含む。）までの期間に相当する金額として月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算）により算出される額の金銭による剰余金の配当</u>（以下「B種優先配当（期末配当・中間配当以外）」という。）を行う。ただし、既にその事業年度においてB種優先中間配当又は<u>その事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を行ったときは、それらの累積額を控除した額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の6（B種優先期末配当の非累積条項） 当社は、ある事業年度においてB種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当の全部又は一部が<u>支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>	<p>第12条の6（B種優先期末配当の非累積条項） 当社は、ある事業年度においてB種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当の全部又は一部が<u>行われない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積させない。</u></p>
<p>第12条の7（B種優先期末配当の非参加条項） 当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当を<u>超えて</u>配当は行わない。</p>	<p>第12条の7（B種優先期末配当の非参加条項） 当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当を<u>超える剰余金の</u>配当は行わない。</p>
<p>第12条の8（B種優先株主に対する残余財産の分配） B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、<u>残余財産の分配に当たりB種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。</u> B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、<u>前文のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>第12条の8（B種優先株主に対する残余財産の分配） 1 <u>当社は、残余財産の分配を行う場合は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき6,000円を支払う。</u> 2 <u>前項に定めるほか、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配は、これを行わない。</u></p>
<p>第12条の9（B種優先株主の議決権） <u>B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の当期分配可能額が200億円を超える場合に、B種優先株主に対してB種優先期末配当全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B種優先株主に対してB種優先期末配当全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u></p>	<p>第12条の9（B種優先株主の議決権） 1 <u>B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> 2 <u>前項の定めにかかわらず、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の末日における分配可能額が200億円を超える場合において、B種優先株主に対してB種優先期末配当全額を支払う旨の議案が前事業年度にかかる定時株主総会に提出されない場合は、その定時株主総会から、その議案がその定時株主総会に提出されたにもかかわらず否決された場合は、その定時株主総会の終結の時から、B種優先株主に対してB種優先期末配当全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u></p>
<p>第12条の10 ） （条文記載省略） 第12条の11</p>	<p>第12条の10 ） （現行のとおり） 第12条の11</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の12（B種優先株式の償還請求権） <u>B種優先株主は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前事業年度の当期分配可能額が200億円を超える場合、当該当期分配可能額に2分の1を乗じた額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その有するB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭の交付を請求することができる。当社は、当該交付の請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。）を金銭の交付日として、法令の定めに従い金銭の交付をする。前記限度額を超えてB種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順序は取得請求可能期間の経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</u> <u>当社がB種優先株式1株を取得するのと引換えにB種優先株主に交付する金銭の額は、B種優先株式1株につき6,000円に取得請求があったB種優先株式のB種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。</u></p>	<p>第12条の12（B種優先株式の償還請求権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>B種優先株主は、当社の前事業年度の末日における分配可能額が200億円を超える場合、その分配可能額に2分の1を乗じた額から、その前事業年度にかかる定時株主総会において剰余金から配当し、又は支払うものと定めた額を控除した額を限度として、当社に対して、その保有するB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭の交付を請求することができる。</u> 2. <u>前項に定める金銭の交付を請求することができる期間は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までとする。</u> 3. <u>前二項の定めに従った金銭の交付の請求があった場合、当社は、その年の8月31日（その日が日本における銀行の休日）に当たるときは、その前営業日。）を金銭の交付日として、法令の定めに従い、B種優先株主に対して、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付する。なお、第1項に定める限度額を超えてB種優先株主からの金銭の交付の請求があったときは、当社が取得するB種優先株式の順序は、前項に定める請求可能期間の経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</u> 4. <u>前項の定めによるB種優先株式1株を取得するのと引換えに当社がB種優先株主に交付する金銭の額は、B種優先株式1株につき6,000円に、そのB種優先株式のB種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の13（普通株式への転換請求権） <u>第三回及び第四回B種優先株主は、第三回B種優先株主は平成32年7月1日から平成47年6月30日までの期間、第四回B種優先株主は平成35年7月1日から平成50年6月30日までの期間（以下それぞれ「取得請求期間」という。）中、発行時に取締役会決議で定める条件で、当会社に対し、第三回及び第四回B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、第三回及び第四回B種優先株主が取得を請求した第三回及び第四回B種優先株式の発行価額の総額を、取締役会が発行時の普通株式の時価を基準に決定する当初転換価額（取締役会が発行時に当初転換価額の修正及び調整方法を定めた場合において、取得請求期間中に当該修正及び調整事由が生じた場合には、当該修正及び調整後の転換価額）で除して算出される数（1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。）の普通株式の交付を請求することができる。なお、第三回及び第四回B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の第三回及び第四回B種優先株式の発行価額は、調整後発行価額（調整前発行価額に、株式分割・株式併合前の第三回及び第四回B種優先株式の総数を乗じ、株式分割・株式併合後の第三回及び第四回B種優先株式の総数で除して算出される価額。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。</u></p>	<p>第12条の13（普通株式への転換請求権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第三回B種優先株主及び第四回B種優先株主は、それぞれ次の各号に掲げる期間（第3項及び次条第1項において「取得請求期間」という。）中、発行時に取締役会で定めた条件で、当会社に対し、第三回B種優先株式又は第四回B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>第三回B種優先株主：平成32年7月1日から平成47年6月30日まで</u> ② <u>第四回B種優先株主：平成35年7月1日から平成50年6月30日まで</u> 2. <u>前項の定めにより交付を請求することができる普通株式の数は、第三回B種優先株主又は第四回B種優先株主が取得を請求した第三回B種優先株式又は第四回B種優先株式の発行価額の総額を、取締役会が発行時の普通株式の時価を基準に決定した当初転換価額で除して算出される数とする。なお、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u> 3. <u>取得請求期間中に、取締役会が発行時に定めた当初転換価額の修正又は調整事由が生じた場合は、前項中「当初転換価額」とあるのは、その修正又は調整後の転換価額とする。</u> 4. <u>第三回B種優先株式又は第四回B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合においては、第2項中「発行価額」とあるのは、調整後発行価額（調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前の第三回B種優先株式又は第四回B種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後の第三回B種優先株式又は第四回B種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の14（普通株式への強制転換）</p> <p>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株式を取得することができる。当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、取得の対価として、B種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</p> <p>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>なお、B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の当該強制転換時の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のB種優先株式数／分割・併合後のB種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p>	<p>第12条の14（普通株式への強制転換）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求期間中に前条第1項に定める請求の対象とされなかったB種優先株式について、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（次項において「強制転換日」という。）において、これを取得することができる。 2 前項の場合においては、当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、取得の対価として、B種優先株式1株につき、そのB種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、その平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する方法によるものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。 3 前項の定めによる普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。 4 B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合においては、第2項中「発行価額」とあるのは、調整後発行価額（調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前のB種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のB種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の15（C種優先期末配当） 当社は、第36条に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限としてC種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「C種優先期末配当」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第12条の16に定めるC種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定めるC種優先配当（<u>期末配当・中間配当以外</u>）を支払ったときは、<u>当該C種優先中間配当及びC種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。</u></p>	<p>第12条の15（C種優先期末配当） 当社は、第36条に定める剰余金の配当を行う場合は、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限として、<u>C種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先期末配当」という。）を行う。</u>ただし、その事業年度において次条に定める剰余金の配当又はその事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定める剰余金の配当を行ったときは、<u>それらの剰余金の配当の累積額を控除した額とする。</u></p>
<p>第12条の16（C種優先中間配当） 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭（以下「C種優先中間配当」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定めるC種優先配当（<u>期末配当・中間配当以外</u>）を支払ったときは、<u>当該C種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。</u></p>	<p>第12条の16（C種優先中間配当） 当社は、第37条に定める剰余金の配当を行う場合は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行う。ただし、既に<u>その事業年度に属する日を基準日とする次条に定める剰余金の配当を行ったときは、その剰余金の配当の累積額を控除した額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の17 (C種優先配当 (期末配当・中間配当以外)) 当社は、第36条及び第37条以外の剰余金の配当を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先期末配当のうち、当該配当に係る基準日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該配当の基準日 (同日を含む。) までの期間 (以下、本条において「計算期間」という。) に相当する金額として月割計算 (ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算) の方法で算出される額の金銭 (以下「C種優先配当 (期末配当・中間配当以外)」という。) を支払う。ただし、既に当該事業年度において、第12条の16に定めるC種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする本条本文に定めるC種優先配当 (期末配当・中間配当以外) を支払ったときは、当該C種優先中間配当及びC種優先配当 (期末配当・中間配当以外) の累積額を控除した額とする。</p>	<p>第12条の17 (C種優先配当 (期末配当・中間配当以外)) 当社は、第36条及び第37条に定める剰余金の配当以外の剰余金の配当を行う場合は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先期末配当のうち、その配当にかかる基準日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) からその配当の基準日 (同日を含む。) までの期間に相当する金額として月割計算 (ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算) により算出される額の金銭による剰余金の配当 (以下「C種優先配当 (期末配当・中間配当以外)」という。) を行う。ただし、既にその事業年度においてC種優先中間配当又はその事業年度に属する日を基準日とするC種優先配当 (期末配当・中間配当以外) を行ったときは、それらの累積額を控除した額とする。</p>
<p>第12条の18 (C種優先期末配当の非累積条項) 当社は、ある事業年度においてC種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先期末配当の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>	<p>第12条の18 (C種優先期末配当の非累積条項) 当社は、ある事業年度においてC種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先期末配当の全部又は一部が行われない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積させない。</p>
<p>第12条の19 (C種優先期末配当の非参加条項) 当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先期末配当を<u>超えて</u>配当は行わない。</p>	<p>第12条の19 (C種優先期末配当の非参加条項) 当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先期末配当を<u>超える剰余金の配当</u>は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の20 (C種優先株主に対する残余財産の分配) <u>C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。</u> <u>なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合には、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき支払うべき金額は、6,000円に分割・併合前のC種優先株式数を乗じ、分割・併合後のC種優先株式数で除して得られる金額に調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u> <u>C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>第12条の20 (C種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、残余財産の分配を行う場合は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき6,000円を支払う。</u> 2. <u>C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合においては、前項中「6,000円」とあるのは、6,000円に、株式分割又は株式併合前のC種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のC種優先株式の総数で除して算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。</u> 3. <u>前項に定めるほか、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対する残余財産の分配は、これを行わない。</u>
<p>第12条の21 } (条文記載省略)</p>	<p>第12条の21 } (現行のとおり)</p>
<p>第12条の23</p>	<p>第12条の23</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の24（C種優先株式の強制取得） <u>当社は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間の開始日の前日まで、取締役会が別に定める日をもって、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、会社法第461条に定める限度額を限度として、C種優先株式を取得することができる。</u> <u>C種優先株式の一部のみを取得するときは、抽選その他の方法により取得するC種優先株式を決定する。</u> <u>当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額を、取得日の属する事業年度におけるC種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払うものとする。</u> <u>なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のC種優先株式数／分割・併合後のC種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u></p>	<p>第12条の24（C種優先株式の強制取得）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、発行に際して取締役会の決議で定めた期間（第3項、次条第1項及び第12条の26第1項において「取得請求期間」という。）の開始日の前日まで、取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、C種優先株式を取得することができる。なお、C種優先株式の一部のみを取得するときは、抽選その他の方法により取得するC種優先株式を決定する。</u> 2. <u>前項の場合においては、当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、そのC種優先株式1株の発行価額に、取得日の属する事業年度におけるC種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払うものとする。</u> 3. <u>C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合においては、第2項中「発行価額」とあるのは、調整後発行価額（調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前のC種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のC種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の25（普通株式への転換請求権） C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、その有するC種優先株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>第12条の26（普通株式への強制転換） 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「C種優先株式強制転換日」という。）において、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、C種優先株式を取得することができる。当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</p> <p>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のC種優先株式数／分割・併合後のC種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p>	<p>第12条の25（普通株式への転換請求権） C種優先株主は、取得請求期間中、発行時に取締役会で定める条件で、当会社に対し、その有するC種優先株式に換えて、普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>第12条の26（普通株式への強制転換）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求期間中に前条第1項に定める請求の対象とされなかったC種優先株式について、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（次項において「強制転換日」という。）において、これを取得することができる。 2 前項の場合においては、当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、そのC種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、その平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する方法によるものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。 3 前項の定めによる普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。 4 C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合においては、第2項中「発行価額」とあるのは、調整後発行価額（調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前のC種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のC種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の27（優先順位） <u>B種優先株式及びC種優先株式の優先期末配当、優先中間配当、その他の優先配当及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>	<p>第12条の27（優先順位） <u>B種優先株式及びC種優先株式にかかる配当及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p>
<p>第12条の28（準用規定） 1 第13条（招集時期に関する部分を除く。）の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2 第38条の規定は、優先期末配当及び優先中間配当の支払いについてこれを準用する。</p>	<p>第12条の28（準用規定） 1 第13条（招集時期に関する部分を除く。）の定めは、種類株主総会についてこれを準用する。 2 第38条の定めは、優先期末配当及び優先中間配当の支払いについてこれを準用する。</p>
<p>第3章 株 主 総 会 第13条（招 集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある<u>とき</u>に取締役会の決議により随時招集する。</p>	<p>第3章 株 主 総 会 第13条（招 集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある<u>場合</u>に取締役会の決議により随時招集する。</p>
<p>第14条 ） （条文記載省略）</p>	<p>第14条 ） （現行のとおり）</p>
<p>第16条</p>	<p>第16条</p>
<p>第17条（決議方法） 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項及び会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第17条（決議方法） 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。 2 （現行のとおり）</p>
<p>第18条（議決権の代理行使） （条文記載省略） 第4章 取締役及び取締役会 第1節 取 締 役</p>	<p>第18条（議決権の代理行使） （現行のとおり） 第4章 取締役及び取締役会 第1節 取 締 役</p>
<p>第19条 ） （条文記載省略）</p>	<p>第19条 ） （現行のとおり）</p>
<p>第23条</p>	<p>第23条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p>第24条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>その</u>契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>
<p>第2節 取締役会</p>	<p>第2節 取締役会</p>
<p>第25条 (招集権者及び議長) 取締役会の招集権者及び議長は、法令に別途定める場合を除き、取締役会規程による。</p>	<p>第25条 (招集権者及び議長) 取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程による。</p>
<p>第26条 (招集通知)</p>	<p>第26条 (招集通知)</p>
<p>1 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>1 (現行のとおり)</p>
<p>2 取締役及び監査役的全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役及び監査役的全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第27条 (みなし決議)</p>	<p>第27条 (みなし決議)</p>
<p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、<u>その</u>決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第1節 監査役</p>	<p>第1節 監査役</p>
<p>第28条 (員数) 当社の監査役は、<u>4名以内</u>とする。</p>	<p>第28条 (員数) 当社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。</p>
<p>第29条 } (条文記載省略)</p>	<p>第29条 } (現行のとおり)</p>
<p>第32条</p>	<p>第32条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>第2節 監査役会</p> <p>第34条 (招集通知) (条文記載省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条 } (条文記載省略)</p> <p>第37条</p> <p>第38条 (配当金の除斥期間) (条文記載省略)</p>	<p>第33条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>第2節 監査役会</p> <p>第34条 (招集通知) (現行のとおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条 } (現行のとおり)</p> <p>第37条</p> <p>第38条 (配当の除斥期間等) (現行のとおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現取締役8名全員は、任期満了となります。また、当社は、ミサワホーム株式会社との合併を取締役会において決議いたしております（効力発生日は、平成19年10月1日予定）。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	水谷和生 (昭和19年4月8日)	昭和43年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成12年6月 東洋不動産株式会社代表取締役社長 平成14年10月 ミサワホーム株式会社副社長執行役員 平成15年8月 当社取締役副社長執行役員 平成15年12月 当社代表取締役社長執行役員 経営全般（現任）	普通株式 1,500株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
2	中神正博 (昭和23年3月18日)	昭和46年4月 トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 平成10年1月 トヨタホーム東京株式会社代表取締役社長 平成17年5月 当社顧問 平成17年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任） 経営戦略全般兼経営全般補佐 平成17年10月 当社管理全般兼経営全般補佐（現任）	普通株式 1,300株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	佐藤 春 夫 (昭和26年4月3日)	昭和54年3月 ミサワホーム株式会社入社 昭和61年4月 株式会社ミサワホーム鹿児島代表取締役常務 平成2年6月 株式会社千葉ミサワホーム(現ミサワホーム東関東株式会社) 常務取締役 平成3年4月 同社代表取締役常務 平成5年6月 同社代表取締役専務 平成6年5月 同社代表取締役社長 平成11年6月 ミサワホーム株式会社取締役 平成13年12月 ミサワホームエンジニアリング株式会社代表取締役社長 平成15年8月 当社取締役専務執行役員(現任) 住宅事業戦略全般担当 平成17年6月 当社住宅事業全般兼ブロック統括担当(現任) [他の法人等の代表状況] ミサワホーム株式会社代表取締役	普通株式 2,690株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
4	竹中 宣 雄 (昭和23年7月16日)	昭和47年4月 ミサワホーム株式会社入社 昭和61年11月 庄内ミサワホーム株式会社(現東北ミサワホーム株式会社) 取締役店長 昭和62年4月 同社代表取締役店長 昭和63年4月 株式会社ミサワホーム青森(現ミサワホーム北日本株式会社) 代表取締役店長 平成3年5月 同社代表取締役常務 平成4年4月 同社代表取締役専務 平成7年6月 ミサワホーム株式会社取締役 平成11年2月 株式会社千葉ミサワホーム(現ミサワホーム東関東株式会社) 代表取締役社長 平成16年4月 ミサワホーム東京株式会社代表取締役社長執行役員(現任) 平成16年6月 当社執行役員(現任) [他の法人等の代表状況] ミサワホーム東京株式会社代表取締役	普通株式 400株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
5	東 海 健 生 (昭和26年6月27日)	昭和50年4月 トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会 社) 入社 平成17年5月 ミサワホーム株式会社顧問 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 (現任) 事業企画・事業推進担当兼 住宅事業全般補佐 平成17年10月 当社住宅事業戦略担当兼住 宅事業全般補佐 (現任)	普通株式 0株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
6	西 平 均 (昭和22年1月24日)	昭和44年3月 ミサワホーム株式会社入社 昭和63年10月 株式会社ミサワホーム神戸 代表取締役常務 平成5年1月 ミサワホーム近畿株式会社 常務取締役 平成8年6月 ミサワホーム株式会社取締 役 平成11年2月 株式会社ミサワホーム新潟 (現ミサワホーム信越株式 会社) 専務取締役 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成14年4月 ミサワホーム信越株式会社 代表取締役副社長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 販売企画・商品企画・ハイ ブリッド推進担当 平成17年10月 当社販売・商品企画全般兼 ハイブリッド推進担当 (現 任) [他の法人等の代表状況] メディアエムジー株式会社 代表取締役社長	普通株式 605株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
7	多 賀 道 正 (昭和28年3月28日)	昭和53年4月 ミサワホーム株式会社入社 平成5年6月 ミサワリゾート株式会社 (現リゾートソリューション株式会社) 取締役 平成15年6月 ミサワホーム株式会社取締役 執行役員 平成15年8月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役執行役員 (現 任) 中央ブロック統括部長兼販 売推進担当 平成18年6月 当社中央ブロック統括部長 兼MR D・法人営業担当 (現任)	普通株式 1,300株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
8	田 中 博 臣 (昭和30年8月16日)	昭和54年4月 株式会社三和銀行 (現株式 会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成17年4月 当社経営戦略部長 平成17年6月 当社取締役執行役員 (現 任) 経営戦略部長経営戦略・秘 書・経営企画・関連事業担 当 平成17年10月 当社管理全般補佐兼経営戦 略部長 (現任)	普通株式 0株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
9	立 花 貞 司 (昭和22年1月18日)	昭和44年4月 トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会 社) 入社 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務役員 平成17年6月 同社専務取締役 (現任) 平成17年6月 当社取締役 (現任) 〔他の法人等の代表状況〕 トヨタホーム株式会社代表取締役社長	普通株式 0株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
10	宮 脇 保 夫 (昭和27年11月3日)	昭和50年4月 野村証券株式会社入社 平成14年4月 同社大阪企業金融担当経営 役 平成15年12月 野村プリンシパル・ファイ ナンス株式会社執行役 平成17年6月 当社取締役 (現任) 平成19年4月 野村プリンシパル・ファイ ナンス株式会社常務執行役 (現任)	普通株式 0株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株

- (注) 1. 取締役候補者立花貞司、宮脇保夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 立花貞司氏は、トヨタホーム株式会社の代表取締役社長であり、住宅業界で培われた専門的な知識や経験に基づく助言等が当社の住宅事業の推進に資するものと考え、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- ② 宮脇保夫氏は、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の常務執行役であり、経歴を通じて培われた専門的な知識や経験に基づく助言等が当社の住宅事業の推進に資するものと考え、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 立花貞司氏は、当社の株式を13.4%保有する株主であるトヨタ自動車株式会社の専務取締役を兼務しております。
- ② 宮脇保夫氏は、当社の株式を14.4%保有する株主であるNPF-MG投資事業有限責任組合の無限責任組合員である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の常務執行役を兼務しております。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① 立花貞司氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
- ② 宮脇保夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役の招聘に有効活用するため、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、立花貞司、宮脇保夫の両氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

当社とミサワホーム株式会社が合併することに伴い、監査体制の強化を図るため、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。就任日は、本合併の効力発生日（平成19年10月1日予定）といたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	加藤輝昭 (昭和20年8月14日)	昭和43年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成7年6月 同行取締役資金為替部長 平成8年6月 東海インターナショナル証券株式会社（現三菱UFJ証券株式会社） 常務取締役 平成12年4月 同社専務取締役 平成13年7月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社（現三菱UFJ証券株式会社） 専務執行役員 平成14年6月 不動産株式会社（現株式会社不動テトラ） 常務取締役 平成15年6月 同社取締役常務執行役員 平成16年6月 ミサワホーム株式会社常勤監査役（現任）	普通株式 300株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株
2	酒井征二 (昭和20年2月26日)	昭和47年2月 ミサワホーム株式会社入社 平成9年6月 同社取締役経理部長 平成15年6月 同社執行役員 平成16年6月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 同社常勤監査役（現任）	普通株式 500株 B種優先株式 0株 C種優先株式 0株

(注) 1. 監査役候補者加藤輝昭氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

・社外監査役候補者の選任理由について

加藤輝昭氏は、他社において長年にわたり経営に携わってこられ、また、現在は当社子会社の監査役を務めており、その経験や識見を当社の監査業務にいかしていただけるものと考え、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成15年6月27日開催のミサワホーム株式会社第36回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額15百万円以内、監査役の報酬額を月額5百万円以内と承認いただき現在に至っております。

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は本総会終結の時をもって、監査役は、ミサワホーム株式会社との合併の効力発生日をもって、それぞれ2名増員されます。また、事業報告等では、役員報酬の実績を年額で記載していることから、今回、月額表示を年額表示に改め、取締役の報酬額を年額225百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額7.2百万円以内）、監査役の報酬額を年額90百万円以内と改めさせていただきます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人部分としての給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在、取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名ありますが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）、合併効力発生日以降の監査役は6名となります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現みすず監査法人）は、金融庁より業務停止処分を受け、平成18年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を失い、退任いたしました。これに伴い当社は、同年7月3日開催の監査役会の決議により、一時会計監査人の職務を行う者として同日付で監査法人ブレインワークが就任、同年9月1日付でみすず監査法人が就任し、両者の共同監査となっております。

両者は、本総会終結の時をもって退任いたしますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

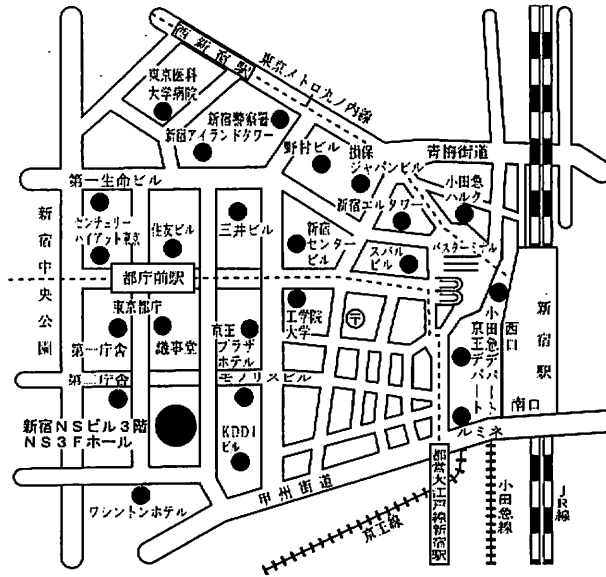
（平成19年3月31日現在）

名 称	新日本監査法人		
事 業 所	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル	
	その他の事務所	国内（東京ほか）	33ヵ所
		連絡事務所	3ヵ所
		海外駐在	24ヵ所
沿 革	平成12年4月	太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。	
	平成13年7月	名称を新日本監査法人とする。	
概 要	人 員	公認会計士	1,748名
		会計士補	978名
		その他職員	1,106名
		合計	3,832名
	関与会社数	4,517社	
	出資金	1,694百万円	

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階 NS3Fホール
電話 (03) 3349-8070



株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅南口から徒歩約10分
- ◎東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約10分
- ◎都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分